

環境・新エネルギー対策特別委員会会議録

平成20年5月8日

場 所 第3委員会室

平成20年5月8日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 新エネルギーについて

環境森林部

1. 地球温暖化対策の現状と取組について

2. 本県の廃棄物処理の現状について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について

2. 調査活動方針・計画について

3. 県内調査について

4. その他

出席委員（14人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	河野	哲也
委員		徳重	忠夫
委員		蓬原	正三
委員		押川	修一郎
委員		外山	衛
委員		宮原	義久
委員		黒木	正一
委員		井本	英雄
委員		黒木	覚市
委員		鳥飼	謙二
委員		凶師	博規
委員		権藤	梅義
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 丸山 文 民

県民政策部次長
(政策担当) 渡邊 亮 一

部参事兼
総合政策課長 土持 正 弘

環境森林部

環境森林部長 高柳 憲 一

環境森林部次長
(総括) 森山 順 一

環境森林部次長
(技術担当) 寺川 仁

部参事兼
環境森林課長 飯田 博 美

環境管理課長 堤 義 則

環境対策推進課長 道久 奉 三

山村・木材振興課長 楠原 謙 一

計画指導監 森 房 光

事務局職員出席者

政策調査課主事 近田 暁 洋

議事課主査 隈元 淳 二

○西村委員長 それでは、ただいまから環境・新エネルギー対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元にお配りの日程（案）をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありま

すので、まず、執行部により、当委員会の設置目的に関する「現状と課題」などにつきまして概要説明をいただいた後に、調査項目及び調査活動計画について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部においていただきました。

初めに、私から一言ごあいさつを申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました日向市選出の西村賢です。まず、一言ごあいさつ申し上げます。

本年は、洞爺湖サミットも予定されており、県民の環境に対する関心も非常に高い年になると思っています。特に新エネルギーの分野に関しましても、原油高騰や地球温暖化といった非常にスケールの大きな問題も抱えておりますが、この1年、一生懸命に我々取り組んでまいりたいと思っています。

それでは、私ども14名がさきの県議会の委員として選任されました。今後1年間、調査活動を実施していくこととなります。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側から、都城市

選出の徳重忠夫委員です。

北諸県郡選出の蓬原正三委員です。

西都市・西米良村選出の押川修一郎委員です。

日南市・南那珂郡選出の外山衛委員です。

小林市選出の宮原義久委員です。

東臼杵郡選出の黒木正一委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、延岡市選出の井本英雄委員です。

日向市選出の黒木覚市委員です。

宮崎市選出の鳥飼謙二委員です。

児湯郡選出の凶師博規委員です。

宮崎市選出の権藤梅義委員です。

宮崎市選出の川添博委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○丸山県民政策部長 皆さん、おはようございます。県民政策部長の丸山です。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

私ども県民政策部は、県民起点の政策立案、それから総合的な政策推進を図りますとともに、地域振興や住民との協働、それから交通ネットワークの維持充実、各種啓発など、県民生活に直結するさまざまな業務を所管するものとして、4月1日で発足したところであります。新たな組織のもとで、職員一丸となりまして、質の高い県民生活の実現に向けて努力していく所存であります。委員の皆様方の御指導と御理解をよろしくお願ひ申し上げまして、最初のあいさつにさせていただきます。

では、座りまして、幹部紹介と説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをお開き願ひします。

県民政策部の政策担当次長の渡邊亮一です。
次に、部参事兼総合政策課長の土持正弘です。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、概要説明に移らせていただきます。
本日は、県民政策部において所管しております
新エネルギーについて説明させていただきます。

本県における新エネルギー対策につきまして
は、地球温暖化など環境問題が顕在化する中で、
環境負荷の少ない石油代替エネルギー導入促進
機運の高まりや新エネルギー技術の進歩等にか
んがみまして、平成16年に「宮崎県新エネルギ
ービジョン」を作成したところであります。

この計画におきましては、太陽光、風力、そ
れからバイオマスなどの新エネルギーにつつま
して、県内賦存量を初めとする導入可能性の調
査、検討を行いまして、基本方針や導入目標な
どを定め、新エネルギー導入支援や普及啓発、
それから県施設における率先導入に取り組ん
できているところであります。

本県の新エネルギー導入につきましては、一
般家庭における太陽光発電や太陽熱温水器の普
及率は全国でもトップクラスとなっております
で、バイオマス発電なども順調な広がりを見
せております。しかしながら、一方で、コスト
や技術面など解決すべき課題もあるように認
識しております。詳細につきましては、資料に
基づきまして、総合政策課長から説明させ
ていただきます。

私からは以上でございます。

○土持総合政策課長 それでは、私のほうから
新エネルギーにつきまして御説明をしたいと
思っています。資料の2ページでございます。

まず、新エネルギーの定義についてござい

ますけれども、国におきましては、1の最初の
丸にございますけれども、国の調査会におき
まして、自然のプロセスで絶えず補給される「
再生可能エネルギー」のうち、その普及のため
に支援を必要とするもの、というふうに定義
づけられております。

具体的には、その下の丸に掲げてございま
すけれども、太陽光発電など13種類のエネル
ギーがこの新エネルギーに該当するとされて
いるところでございます。

次に、2の新エネルギーに対する国の基本
的考え方、それと政策の方向でございます
けれども、19年3月に改定されました国の
「エネルギー基本計画」におきまして、エ
ネルギー自給率の向上などエネルギー安全保
障の観点、それから、地球温暖化対策への貢
献、さらには積極的な技術開発による経済
の活性化といった新エネルギー導入の基本
的な考え方が示されております。

そして、政策の方向といたしまして、エ
ネルギーの種別ごとの成長段階に応じた支
援、それから周辺関連産業や地域との融
合を通じた厚みのある産業構造の形成、
革新的なエネルギー高度利用技術開発
の推進の3項目が掲げられているところ
でございます。

次に、本県の新エネルギーに対する取
り組みについてでございます。

先ほど、部長のほうで御説明申し上げ
ましたように、平成16年3月に、本県の
地域特性を生かしました新エネルギーの
導入推進のための基本方針といたしま
して、「宮崎県新エネルギービジョン」
を策定いたしております。ビジョンの
計画期間につきましては、平成16年度
から25年度までの10カ年計画でござ
います。

ビジョンの概要につきまして、右側3ページ

の概念図をごらんいただきたいと思います。

まず、ビジョン策定の背景でございますけれども、上のほうにございますように、石油など化石燃料の枯渇が現実のものとなってきたこと、それから地球温暖化の急速な進展といった地球規模の問題に対する地域レベルでの対応が求められていること、これらに加えて、日照条件や森林資源など、本県の恵まれたポテンシャルを新たな切り口で地域振興に生かしていく必要があることなどを挙げているところでございます。

このような状況を踏まえまして、矢印の下の枠にありますように、このビジョンの中では、新エネルギーの導入につきまして、資源循環型社会の形成など4つの視点に立ちながら、さらに右枠にございますが、「みやざきらしさ」を生かした新エネルギーの導入や未利用資源の有効活用による資源循環の促進など、6項目の基本方針を定めまして、施策の展開を図るところでございます。

なお、このビジョンで導入可能性を検討しております新エネルギー等は、左下の枠に示しておりますように、太陽光発電、太陽熱利用など17種類でございますが、先ほど左のページの1で御説明しました国の定義とは若干異なっておりますけれども、この違いにつきましては、本県の現状等を考慮いたしまして、国の定義よりもさらに広い範囲のエネルギーについて検討を行っていることなどによるものでございます。

また、①太陽光発電から⑤天然ガスコージェネレーションにつきましては、自然的そういう本県の条件とか天然資源、産業構造など、本県の特性を踏まえまして、特に重点的に導入を図るべき新エネルギーとして位置づけているところでございます。

左の2ページに戻っていただきまして、3の(2)でございますけれども、本県では、このビジョンに基づきまして、新エネルギーの導入促進に取り組んでいるところでございますが、各部局の主な取り組みをビジョンの施策の展開方向ごとに整理をいたしております。

まず、①の率先導入でございますけれども、これまでに13台のクリーンエネルギー自動車を含め県の公用車として導入いたしましたほか、総合農業試験場等の県有施設に太陽光発電設備を設置しているところでございます。

また、②の導入支援でございますけれども、市町村の新エネルギービジョンの策定に対しましてアドバイスの実施や、これは環境森林部の事業になりますけれども、木質バイオマスを木材の人工乾燥機の熱源として利用するボイラー等の整備に対する補助、こういったものを行っております。

次に、③の普及啓発といたしまして、県庁ホームページに新エネルギーの情報発信のためのページを平成16年度から開設しているところでございます。

最後の④の調査研究等でございますけれども、商工観光労働部におきましてバイオマスエネルギー、これは豚ふんでございますけれども、を燃やした熱で木材を感想させるシステムの研究を行いましたほか、農政水産部では木質ペレット等による園芸暖房の実証実験を実施し、また、企業局では小水力発電の可能性調査、こういったものを行っているところでございます。

新エネルギーの説明については以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明は以上で終わりました。御意見、質疑等ございましたらお願いいたします。

○徳重委員 宮崎は天然ガスが非常に多いという話を聞いておるわけですね。今、天然ガス埋蔵というのはどれぐらいの量があるんですか。

○渡邊県民政策部次長 徳重委員がおっしゃっているのは、メタンハイドレートという話じゃないかと。凍る天然ガスというんですけど、日本近海にずっと日向灘まで、そういうメタンハイドレートといういわゆる天然ガス、天然ガスの一種なんですけど、そういうのがあるということで、それで国のほうも過去いろいろ調査しているわけですが、このメタンハイドレートというのは深海にあるんですね。1,000メートルとかそういう深海にありまして、作業士が中に入れない。それで、それをくみ上げるというのがなかなか技術的にも難しいということ。それで、技術的にそういう非常に困難性があって、それともう一つは、地球温室効果ガス、メタンですから、これが外に出ますと、非常に地球環境上問題があるとか、いろんな問題がありまして、具体的な開発といいますか、そういうものは今現実にはなされていないというふうに聞いています。いろいろ海外の学者、調査機関等が研究しているという話は聞いていますが、今おっしゃっているのは、そういうメタンハイドレートの話じゃないかと思えます。

○徳重委員 今、課長がおっしゃった天然ガスコージェネレーション、これはどういうことですか。

○丸山県民政策部長 天然ガスコージェネレーションですけど、これについては、県の新エネルギービジョンの調査で、県内近辺では、児湯地域から日南地域、これは南北80キロ、それから幅20キロに存在していると、そういうふうに言われております。それで、現在の確認量ですけども、このエネルギービジョンによります

と、年間884万3,000立米、これが確認されておる量であります。それで、実際の利用形態はどうかと申し上げますと、いろいろ今のところ民間で使われております。例えばシーガイアが使っておりますし、それは熱源、電力源としても使用しておりますし、それからフィオーレ古賀、病院ですね、あそこも熱源あるいは電力源として使用されております。まだいろいろ民間では小さいところもありますけれども、いろいろそういうふうに民間のほうに今利用が広がっている状況でございます。以上です。

○鳥飼委員 新エネルギービジョンについて御説明があったんですが、前の総合計画、環境立県、健康立県というのがございまして、本県に見合ったといいますか、太陽の出る日も長いわけですし、そういうものがあったんですが、ちょっと今手元にないものですから、新しくつくられた総合計画の中で、この新エネルギーの振興といいますか、どういうふうな位置づけになっているのかをお尋ねいたします。

○土持総合政策課長 今回も新エネルギーについては、その導入を図るということで記載しておりますが、御承知のとおり、今回、総合計画の立て方を重点分野と、分野別施策、今までの総合計画の構成の仕方と変えました関係で、細かい部分については、このエネルギーについての記載をいたしておりません。それにつきましては、このビジョンに基づいて新エネルギーの導入を図っていくということになるというふうに解釈しております。

○鳥飼委員 総合計画についても、いろいろと議論して、知事が変わるたびに総合計画ですか、何のために総合計画、長期計画つくるのかというような議論を去年1年間、総務の委員会でもいたしまして、宮崎の場合は、本当に前回

の計画の中では、それなりの位置づけがしっかりとあつたというふうに思っているんですね。今は、エネルギーと食料と介護といいですか福祉といいですか、ここが欠かせない柱になってきているんじゃないかなというふうに思っているんですけども、ちょっと弱くなってきたのかなというように感じも受けるんですが、具体的に導入の支援についていろいろと説明をされましたけれども、ないかもしれませんけど、支援の補助金なりトータルとしてどの程度力を入れてやっておられるのかというのが、難しいですかね、わかればちょっと御説明いただくといいですけど。

○土持総合政策課長 再度、先ほどの計画の位置づけを申し上げますけれども、戦略2の中で、今回の重点戦略が3つの戦略とそれにぶら下がります16のいわば戦略がございますけれども、その中の一つ、環境保全の推進という項目の中で、環境にやさしい新エネルギー導入の促進ということで、そこでの記載は、ほかの計画も同じなんですけれども、太陽光や天然ガス、バイオマスなど、本県の特徴を生かした新エネルギーの導入促進という項目、そういう表現だけをしておりまして、あとは具体的にはそれぞれの計画の中で推進していくというふうに、先ほど御説明したような展開の仕方をしていくということにいたしております。それから、今、委員がおっしゃいました、それぞれどの程度の県として補助金を出しているのかということでございますけれども、個別の新エネルギーに対します補助というものは現在のところございません。それで、いろんな先ほど申し上げました各部のほうで補助事業として取り組むといたしますか、そういう中で、いろんな国の補助制度と新エネルギー財団等の補助を使用いたしまして、逆に

率先導入ということで県のほうでいろんな事業を行っているというところがございます。

○鳥飼委員 感じとしては、ちょっと後退したのかなというふうな感じを受けているんですけど、どちらにしても、長期でこれをやっていかざるを得ないだろうと思いますので、総合計画の中でもしっかりと生かしていただきたいと思いますし、国の支援が例えば太陽光発電についても少し低廉になってきたというような理屈で補助制度もなくなってきて、あとは個人の意識の問題でそれをつけるかどうかということではなかなか進まないんじゃないかと、そこにやはり後押しするものが必要ではないかなというふうに思いますので、1年間この中でも議論をしていこうと思っているんですけども、ぜひそういう具体的な前進策といたしますか、県民がそれに向けて進んでいけるようなものをつくっていただきたいなど、このことは要望としておきますけれども、答えは結構ですが、そういうことを申し上げておきたいと思います。

○榎藤委員 先ほど天然ガスの話が出たんですが、これについて、先ほどの量はもちろん我々が聞いているのは、佐土原町が一番その天然資源の層に近いのかなという話も聞いておるんですが、そういう意味で、以前は何か、具体的な名前ですが、伊勢化学が熱源として取り入れようとか、そういう話もあったやに聞いているんですよ、大分前に、佐土原町との関係ですね。その後、かなり鉱脈には佐土原に近いのかなという話で終わってしまっているんですが、私たちがこの項目をずっと見たときに、余り工場が食指が働くとか工業化に貢献するというほどのプロジェクトはなかなか今のところないのかなと。確かに、温暖化との関係は問題があるにしても、現に電力との関係で熱源をどうい

ふうに、ばっと一時的に使ってしまうぐらいやれば問題でしょうけど、長期的には火力発電的なものがどうなったときにはこれも使えるんじゃないかとか、そういうこと等について問題を整理してもらっておくほうがいいのかなと。それを一時的に県がやるというよりも、宮崎市になったわけですから、宮崎市と共同で調査データの整理や将来の方向性ということ整理してもらうことは、県としてそれ以外に大きな熱源利用の仕方というものが余り規模的にないですね。我々は全然知識がないときには、都井岬あたりに風力発電できんのかとか、そういう暴論を言ってきたんですが、そういうものは適地でないというような調査結果等も出ておりますので、これはもう少し埋蔵量あるいは将来の温暖化防止策等を含めた有効資源として活用できないのか、そういったあたりを県が勝手にやるというんじゃなくて、宮崎市あたりと一緒に一度議論をしていただいて、必要ない、そういう余り公的に大きなものでないという問題の整理した結論が出るのであれば、それはそれでまた教えていただければいいのかなと。一度共同調査というか、共同してもう少し何か、先ほどの説明を聞いておっても、もうちょっと突っ込み方がというそんな感じもしますので、今後またできれば皆さん方のほうで市と共同調査なりを進めていただいて、我々として余り食指が働かない、工場等にも供給できるためにはコストが非常にかかり過ぎるとか、そういうような問題点等もまたあわせて説明していただくことが、この問題を終止符を打つなら打つという意味でも、そこまでは今の説明の中にはまだ整理されていないと思いますので、これをまたぜひ整理していただく、宮崎市との共同テーマで取り上げてみていただくことは必要じゃない

かなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○丸山県民政策部長 天然ガスについては、確かに権藤委員がおっしゃったように、伊勢化学工業さん、ここが実際、佐土原、あそこを源にして使われているんですけども、やっぱり天然ガスというのは、ガス管の敷設、これは非常にコストがかかるということで、今、委員がおっしゃったように、大きな企業に取り込むということは、今の現実ではなかなか困難であるというようなことを聞いております。ですから、泉源の近くに大きな工場とかを立地すれば問題ないんでしょうけど、コストを取り戻して有効利用が可能なんですけれども、現状では、ガス管敷設に多額のコストを要するというので、なかなか大規模な工場とかそういうところには進んでいないというのが現状であります。ただ、県でも、例えば農政水産部のほうで、住吉、これは佐土原に隣接していますけれども、そこで天然ガスが出るものですから、それを使いたいわけのキュウリ栽培の温室効果、温室栽培のための実証実験、これなんかには近年取り組んでおります。ですから、そういう何とかコストがかからずに地場に密着した利用の仕方ができないか、そこらあたりは県としても各部を通じてやっております。今おっしゃったような宮崎市との関係ですけれども、いろいろそういうことをやっておりますので、また宮崎市さんの考えもお聞きしながら、天然ガスについては検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○渡邊県民政策部次長 ちょっと概念の整理をしなきゃいけないと思っているんですが、天然ガスというのは新エネルギーじゃないんですね。ここで書いてあります天然ガスコージェネレー

ションというのは、天然ガスを利用してそれで電力を出すんですけど、そのときに熱が出るんですね。その熱を利用して、熱湯とかそういうエネルギーを使うということで新エネルギーなんです。だから、天然ガスは新エネルギーじゃありませんので、天然ガスを使うことによってその熱エネルギーを使う、それで熱湯とか暖房とか、そういうものに使うのが新エネルギーということでございますので、新エネルギーという定義から言いますと、天然ガスコージェネレーションということで、天然ガスそのものではないということです。そこの定義を明確にしておったほうがいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○井本委員 さっきの鳥飼委員と同じ話なんですけど、新エネルギーに関しての予算というものは、特別今のところはないと考えていいわけですか。

○丸山県民政策部長 予算の関係ですけれども、大体これは県費というのは余り多くございません。ほとんどが国からの補助金でやっておりる手法が各部局の主な事業であります。ただ、先ほど申し上げました例えば住吉のキュウリの暖房実証実験、これについては県のほうも、これは政策調整費だったですかね、300万程度金を支出してその実験をやっておりますし、あと、これは昨年、地域生活部のほうでやったんですけど、例えば工業技術センターであそこのPRをするときに、親と子のソーラーカー教室、これなんかをするときには県単事業で、そんなに金額は大きくありませんけれども、そういうのに対しては県単で費用をつくって普及啓発、そういうものに取り組んでいるのが現状であります。

○井本委員 それは、ソーラー啓発とかいうのは、こちらの予算ですか、それとも環境・農林

のほうの予算ですか。

○丸山県民政策部長 県民政策部の予算です。

○井本委員 そちらのほうの予算ですか。一遍その予算はどのくらいあるのかちょっと見せてくださいよ。これだけはちょっとわからん。我々も初めてのことだからですね。そして、将来的に予算はふえていく可能性はあるんですか。

○丸山県民政策部長 第1点目は、ちょっと整理してまた出せる資料は出したいと考えております。それと、今後の予算の措置ですけれども、御存じのように、県単の予算というのはなかなか厳しいものがございまして、将来的にも、今の状態では県単補助金をつけるというのはちょっと難しいかなと思っております。ただし、導入支援とか、先ほど課長が申し上げましたように、いろんな手だてがありますので、率先導入もそうですけれども、あらゆる国の補助事業あるいは交付金等を利用して導入に努めてまいりたいと考えております。当然そういう情報提供あるいは新しい技術の情報提供、これは県民政策部の仕事だと考えておりますので、そのような方向で今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○西村委員長 では、執行部には、次回までに資料を要求しますので、よろしくをお願いします。

○蓬原委員 公用車のクリーンエネルギー自動車導入、ハイブリッド車あるいは燃料電池車ありますが、どういう自動車を考えておられるのかということと、今現在13台ですが、今後どのようにふやす計画があるかということとをちょっと参考までに教えてください。

○土持総合政策課長 現在の13台の状況につきましては、電気自動車が1台とハイブリッド車12台の13台でございます。今後の計画につきましては、これは公用車を所管しているところと

ちょっと確認をいたしておりませんので、また後ほど回答したいと思います。

○蓬原委員 それで、クリーンエネルギー自動車なんですけど、何か空気で走る車が最近ある。いわゆる圧縮空気で、言うならばタイヤに空気を入れますよね。ああいう圧縮空気があるタンクに詰め込んで、圧縮でもってエンジンとかあれを回して、時速81キロで走るそうです。高速距離も結構、そのタンク次第なんだろうけれども、一切炭素を出さないし、熱も出さないし、全くのクリーンエネルギーであるという車がフランスで開発されているそうでありまして、一回これも調査していただいて、例えば県民へのPR、アピールで、空気で走る車、これは全く新しい発想に基づく車なんです。だから、ハイブリッドとか今電池とか電気とかあるんですけど、電気といたって、もともとは火力発電で熱は発生しているわけだから、感覚的には、じゃその分は炭素が発生しているから一緒じゃないかという、循環で考えればあるんで、この空気で走る車というのは僕は大変おもしろいと思って、かなり強い関心を持っているんですけど、また一回その辺調べてみて、私も調べますけれども、願わくば導入していただくとおもしろいんじゃないかな、提案を兼ねて申し上げておきたいと思います。

○丸山県民政策部長 空気自動車、済みません、初めてお聞きします。赤面の至りでございます。今おっしゃったような空気自動車、それからあと電気自動車とか燃料電池を使った車がありますよね。ここらあたりは、余り普及していないんですね。何でかと申し上げますと、自動車内部における貯蓄量といいますか、例えば電気自動車にしろ、ある程度走ったらすぐ電源を差し込んで電気を供給しなきゃいけないと、燃料電

池もそうなんだろうけれども、そこが長時間ドライブできないとか、そのあたりがネックになって、それともう一つは、何回も出てきますように、コストの問題で、数が少ないという物はどうしても高くなるものですから、普及すると安くなると。そういうことで、まだ今のところは、市民が町じゅうを走るような段階までには至っていないというところでありまして。またいろいろ調査してみたいと思います。以上であります。

○井本委員 食用油の廃油、これをコンビニの全部の油、それからでき合いの総菜屋さんの油、あれが今、産業廃棄物でみんな捨ててるらしいですね。これも実はバイオの力でやると軽油並みのものができるというような、それこそただのように入れてきて、また軽油のように使えるということで、今注目されているんですよ。これはバイオマス燃料製造と書いてあるけど、これはそれの中に入っているんですか。

○土持総合政策課長 2ページのバイオマス由来廃棄物燃料製造というのがございますが、これが今おっしゃったような天ぷら油ですか、そういったものから燃料製造ということになります。左側のバイオマス燃料製造というのは、そのもの、植物系、栽培作物系ですか、それから直接燃料を製造するというものでございます。

○凶師委員 井本委員に関連してなんですが、私、木城の議員をしているときに、町内から出る廃油を集めて精製して公用車に使った場合、年間何台分ぐらいのガソリン代が節約できるか調べたんですが、町内で1,800戸ぐらいしかないんですけど、十分1年間の公用車のガソリン代をほとんどそれで賄えるぐらいの試算はできたんですよ。ところが、導入に至らなかったのは、

結局その廃油を回収するシステムが作りにくいということと、先ほどから部長が言われるそれにかかるコスト、精製するための機械等のバランスが合わず、リッターにすると廃油が250円ぐらいになってしまったんですね、1リットルつくるのに。ですから、今の井本委員の発言、私も大いに推進していただきたいと思うんですが、実際かなり住宅密集地とか今出たコンビニとか大きな施設とか病院とか多量に廃油が出るところをどれくらいコンパクトに組織化して運用した場合に、今のリッター160円を下回るぐらいのコストになるのかとか、そういうような試算とかを一度されてみるもおもしろいのかなと思いますけど、いかがでしょう。

○丸山県民政策部長 なかなか難しいでしょうね。でも、何か国のほうでいろいろ新エネルギー計画なんかつくられておりますので、そういう試算の仕方というのがあるかもしれません。そのことは研究させていただきたいと思っています。それと、先ほどのバイオマス関係では、廃棄物から出る熱なんかを利用して、清掃工場、ここらあたりは取り組んでおられます。それから、バイオマスについては木質ペレット、これも南郷町のウッドエナジー協同組合というのがございますけれども、そこで使われておりますし、あるいは家畜のふん尿、例えば鳥のふん、これについて高城町の南国興産あるいは川南町のみやざきバイオマスリサイクル、ここでも既に実用化されております。それと焼酎かすについては、西都にある今度新しくできましたね、西都リサイクル協同組合、それと都城にあります霧島リサイクル協同組合、ここらあたりで焼酎かすを使った発電と熱源利用、こういうふうには、いろいろ民間のほうで新エネ対策として取り組んでおられます。以上紹介をさせていただきます。

きます。

○図師委員 私の発言の続きなんですが、調べたときには、北九州市があれぐらいの工場地帯があれば、市の公用車を賄えるだけの廃油を利用した車両のエネルギー化ができるというような試算が出ておったと思うんですよ。つまり、あれぐらいの人口規模とあれぐらいの工場地帯でないと、全体的にメリットが出るほどの量とかコストが低くなるということが見込めないのかもしれませんが、例えば延岡市とか県の出先の一部の車両だけでも延岡市近辺だけはやってみるとか、そういうこの地区だったらコストがとんとんぐらいでいけますよとか、そういうような試算をいつかされてみるもいいのかなと思います。

もう一つ、今、部長の御説明であった木質ペレットとかのバイオマス関係なんですが、川南とか西都でも大規模にやっています菜の花プロジェクトとかヒマワリプロジェクトとか、そういうものについて県がどういうビジョンを持たれているのか、これは遊休地の解消にもつながりますし、観光客の誘致にも大きくつながってまいりますので、そういうもので今何かお考えがあらればお聞かせいただきたいんですけど。

○丸山県民政策部長 菜の花エコプロジェクトですかね。これは平成14年ですか、宮崎と都城、それから川南、都農町、ここを拠点にしてそれが設立されまして、シンポジウムの開催とか総合学習、こういうのに取り組まれて、いわゆる循環型リサイクルの普及啓発に取り組まれているというふうに聞いております。県のほうでは、それに対するスタンス、これはいいことですから取り組まれておまして、県のほうでも、このエネルギー導入プランのほうでこういうふうには模式図を書いて紹介しております。ですから、

県としても、こういうのが省エネあるいは新エネに対する普及啓発に役立つものであれば、積極的に情報発信してまいりたいというふうに考えております。

○図師委員 菜種を油にする機械とか、それを例えば製品化するときのいろんな器具の代金といたしますか、初めの起業するときの費用が非常にかかるがゆえに導入できない。導入してしまえば非常に循環型としてうまく回転するとも聞きますので、もしそのあたり、先ほど予算がなかなかつかないという話もありましたけど、そういう初期投資のときの補助なんかがつけられれば、さらに手を挙げられる方々もふえてくるのかなという気はしておりますが、また今後、御検討いただければと思います。以上です。

○黒木覚市委員 今ちょっと話が出ました木質ペレット、これをつくるのに非常に金のかかる部分が乾燥部分だというふうに、先日、中国木材のほうに行っているいろいろお話を聞いたんですが、中国木材では全体を乾燥してつくっているの、木質ペレットをつくっても、カロリーのほうにはガソリン、油のほうには負けないんだけど、非常にコスト高になるという話を聞いてきたんですよ。そうしますと、間伐材とか流木だとか、流木は意外と乾燥しているんですが、間伐材あたりは意外と乾燥していない部分があるんですよね。そういうものを使った場合には、非常にコスト高になるという話をちょっと聞いてきたものですから、今、県内の木質ペレットとかそういうバイオマス関係をやっているところがどういう状況なのか、皆さん方で把握しておればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○丸山県民政策部長 木質ペレットは、先ほど言いましたように、南郷町のウッドエナジー協同組合、あと先ほど申し上げましたように、新

富町ですかね、あそこに上富田でキュウリハウスの実証実験、これを農政水産部のほうでやっております。なかなか黒木委員もおっしゃいましたように、いつも出てくるように、やっぱりコストがネックなんですね。ですから、こういうのが普遍的に広がると当然数も多くなるわけですから、技術開発も進むわけですから、コストが下がるんですけども、こういうモデル的な実験をして、どの程度やればどの程度のコストがかかって、どの程度広げればどの程度のコストが低くなるのか、その実験を今多分やっている最中でありまして。ですから、今後、それらあたりを整理して、分析を行う必要があるのではないかと考えております。それと、木質のバイオマス関係では、南郷町のウッドエナジー、これが平成16年に設置されて、場内の動力等余った分は売電、九電さんに売っているんだと思います。それと、これは当然、国の補助事業ですね。それと、都城プレカット事業協同組合、ここが同じ平成16年、同じ時期にやっておられまして、これも場内の動力に使われています。これも農林水産省の補助事業でつくられております。今、大きなやつはこの2つぐらいでしょうか。以上であります。

○黒木覚市委員 今、言われましたように、何とか補助事業だからこれが成り立っているという感じがすると。中国木材の社長が言われますには、補助を受けないでやるには大変厳しいんだと、そういう話もされておりましたので、なるほど、やっぱりコストがかかるなというふうには思っていますが、こういうところをもっと研究しなきゃならないんだろうというふうに思っております。

そのほか、もう1点、これは新エネルギーじゃないんですけども、県内にそれぞれごみ焼却

場がたくさんありますよね。それぞれ地域にありますよね。ここがうまく活用されているのかな。宮崎市は電力まで起こしていますけれども、ほかの焼却場がどういう状況なのか。ただ、余熱の利用はされているところが結構あるんですけども、もっともつとこあたりも、あれだけの熱量があるわけですから、活用法がもっとあるんじゃないか。ここ辺の、これは市町村管理ですから、市町村としっかりそういったエネルギーをうまく活用する方法を考えてほしいなというふうに思っているんですが、この状況もどういう状況なのかをまた調査しておいてほしい。

○蓬原委員 今後、調査を進めていく上で、参考までにお聞きしておきたいんですが、新エネルギーの普及ということをする場合に、産・学・公、どうしてもその協力が必要だろうと思うんですね。宮崎県の場合、この学の分野で新エネルギーについてやっておられる、考えられるのは宮大なんですけど、宮大のどの教授、あるいはどこが大体中心になって新エネルギーを中心に研究しておられるのかということと、公の中の工業技術センター、この新エネルギーについての研究開発あるいは普及についてのそういう研究部門をだれか担当してやっておられるか、この2点を教えてください。わからなければいいですよ。後で調べて。

○渡邊県民政策部次長 先ほどの資料の2ページをごらんいただきたいと思うんですが、調査研究等の中で、バイオマスエネルギーを活用した木材乾燥システムの研究（商工観光労働部）と書いてありますが、これなんかまさに産・学・官でやっている研究事業なんです。それで、当然宮崎大学が主体になっていますけど、それから工業試験場も入っていますし、このあたり

の内容については、また後日ちょっと報告させていただきたいと思います。その携わっている専門の先生とかですね。

○宮原委員 2ページの先ほどもありましたが、公用車の13台、電気自動車とハイブリッド車の一般の価格との差というのはどのくらいあるんですか。

○土持総合政策課長 済みません、後ほど。

○宮原委員 次に、多分何年も前からこれが導入という形になってきているというふうに思うんですけど、多分補助金もどんどん下がってきているんだろうというふうに思うんですよ。だから、そういったものの補助額がどのように推移しているかというのを教えてもらえませんか。

それともう一つが、新エネルギービジョンを県は16年の3月に策定されていますが、②で市町村の策定の支援という形になっていますが、県内の市町村の策定状況というのはどんな状況なんでしょうか。

○土持総合政策課長 現在、合併の状況もございまして、市町村のカウントは難しいんですが、私ども11市町村、4市6町1村で導入支援が策定されているというふうに理解しております。

申しわけございませんが、今回、総合政策課のほうでエネルギー関係の所管ということで4月からなったわけでございますけれども、従前の地域振興課との合体によりまして、エネルギー部門を総合政策課のほうで所管するというにいたしました。私どものほうも、まだまだ調査が不足している部分もございまして、皆様方にきょう御迷惑をおかけしておりますけれども、十分調査をいたしまして、また後日回答させていただきたいというふうに考えております。

○西村委員長 それでは、時間も少し押してきているようですが、この後、環境森林部もあり

ますので…。

○土持総合政策課長 先ほどのまずハイブリッド車と普通車との価格差でございますけれども、資料によりますと、80万円ぐらいになるのではないかということのようでございます。

○川添委員 新エネルギービジョン計画を16年に策定されまして、一応10年間の計画ということで3～4年たってきているわけですけど、中間点に今来つつある中で、数値目標みたいなものもあると思うんですが、これは旧来の県のエネルギー消費の中の新エネルギーの導入の計測された実績みたいなものは出てくるんでしょうか。

○丸山県民政策部長 新エネルギービジョンでは、一応平成16年から25年の10年間ですから、この間のいわゆる目標値を設定しております。これは実績・推計値ですけれども、15年を起点にして16から18まで、この実績・推計値を見ると、目標値をかなり上回っております。それが現状であります。

○川添委員 そういった内訳も次回資料として出していただいて、またこの新エネルギービジョンの計画自体は配られていたかもしれませんが、また機会があったら見せていただけないかなと思います。

○西村委員長 それでは、一応これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

環境森林部においていただきました。

それでは、ただいまから概要説明をしていただきますが、まず、一言ごあいさつを申し上げます。

私がこの特別委員会の委員長に選任されました日向市選出の西村でございます。

本年は洞爺湖サミット等予定されておりました、非常に国民、県民の環境に対する意識が高まる1年だと思っております。

ここに選ばれました14名が今後1年間、調査活動をしていくことになりました。当委員会の担う課題を解決するためにも努力してまいりたいと思いますので、ことしもどうぞ1年間よろしく願いいたします。

それでは、座って委員の紹介をいたします。

最初に、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長です。

続きまして、皆様から向かって左側から、都城市選出の徳重忠夫委員です。

北諸県郡選出の蓬原正三委員です。

西都市・西米良村選出の押川修一郎委員です。

日南市・南那珂郡選出の外山衛委員です。

小林市選出の宮原義久委員です。

東臼杵郡選出の黒木正一委員です。

続きまして、皆様から見て右側になりますが、延岡市選出の井本英雄委員です。

日向市選出の黒木覚市委員です。

宮崎市選出の鳥飼謙二委員です。

児湯郡選出の図師博規委員です。

宮崎市選出の権藤梅義委員です。

宮崎市選出の川添博委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部長の高柳でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

今日の環境問題は、身近な地域から地球規模のものまで、広範かつ複雑化してきております。本県におきましても、地球温暖化対策や廃棄物対策など、取り組まなければならない多くの課題を抱えているところでございます。環境森林部といたしましては、これらの課題に対応する施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員の皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元にお配りいたしております環境・新エネルギー対策特別委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成20年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

総括次長の森山でございます。

技術担当次長の寺川でございます。

環境森林課部参事兼課長の飯田でございます。計画指導監の森でございます。総括補佐の林でございます。技術補佐の水垂でございます。

環境管理課課長の堤でございます。総括補佐の井上でございます。技術補佐の河野でございます。

環境対策推進課課長の道久でございます。補佐の天辰でございます。

次に、山村・木材振興課課長の楠原でございます。総括補佐の日高でございます。技術補佐の佐藤でございます。

最後に、議会を担当いたします環境森林課企画調整担当主幹の川口でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

「地球温暖化対策の現状と取組について」であります。

地球温暖化対策につきましては、本年度が京都議定書におきまして温室効果ガスを6%削減するという、いわゆる第一約束期間の始まりの年であり、温暖化対策に対するより実践的な取り組みが求められております。本日は、温暖化対策につきまして、世界、日本、本県における現状と取り組みについて御説明をさせていただきます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

「本県の廃棄物処理の現状について」であります。

廃棄物対策につきましては、排出の抑制やリサイクルの推進など、環境への負荷が軽減される循環型社会の形成を目指すことが必要となっております。本日は、本県における廃棄物の排出状況やリサイクルなど、廃棄物処理の現状について御説明をいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○堤環境管理課長 それでは、「地球温暖化対策の現状と取組」について御説明いたします。

お手元の特別委員会資料の2ページをお開きください。

1の「世界の現状と取組について」ですが、世界の温室効果ガスの排出量は、平成17年には271億トンとなっており、平成2年に対し23%増加しております。

下の円グラフをごらんください。これは、平成17年の世界の温室効果ガスの排出量と国別の排出割合を示したものであります。最も排出量が多いのがアメリカでございまして21.4%、次に中国が18.8%となっており、この2つの国で約4割を占めております。以下、EU12.0%、

ロシア5.7%、日本4.5%となっております。

次に、(2)の京都議定書による国際的取組についてであります。

京都議定書で削減の対象となっているガスは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロンガスなど6種類のガスであります。

また、温室効果ガス削減目標を算定する場合には、森林による二酸化炭素の吸収量を算入できることとなっております。

基準年は、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンについては平成2年、フロンガスなどが平成7年でございます。削減の目標期間は平成20年から平成24年の5年間となっております。

数値目標は、先進国全体で5%削減することとしておりまして、削減目標を設定しております先進国の目標は、日本が6%、アメリカが7%、EUが8%などとなっております。ただ、アメリカは京都議定書を批准していないため、排出削減を約束しておりません。また、2番目に排出量の多い中国は、途上国扱いのため、削減目標が設定されておりません。

こうした約束を国際的に協調して達成するための仕組みとして、京都メカニズムを導入しております。具体的には、ア、イ、ウに示します排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3種類であります。まず、アの排出権取引ですが、先進国間での排出枠をやりとりするものであります。また、イの共同実施でございますが、先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事者間でやりとりするものであります。さらに、ウのクリーン開発メカニズムですが、先進国と途上国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得するものであります。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお

開きください。

2の「日本の現状と取組について」であります。

(1)の日本の温室効果ガスの排出量であります。日本の排出量は年度で計算しております。これは日本の統計が年度でまとめられておりました。国際的に年度が認められておるところであります。

最新の日本の排出量は、速報値であります。平成18年度のものが公表されております。下の棒グラフをごらんください。左から3番目ですが、平成18年度の排出量は13億4,100万トンであり、平成2年度に比べ6.4%の増加となっております。京都議定書の6%削減目標値は、その右の黄色で示す排出量であり、これを達成するためには、6.4と6を足して12.4%の削減が必要となります。このため、森林吸収源対策の3.8%、京都メカニズムの排出権取引等での1.6%に加えて、7.0%の国内排出量の削減が必要となっております。

(2)の部門別の二酸化炭素排出状況についてであります。部門別に平成18年度の状況を見ますと、表の一番右の欄の増減率ですが、工場などの産業部門は、平成2年度に対し5.6%減少しておりますが、家庭部門は30.4%、事務所や商業施設などの業務部門は41.7%、自動車などの運輸部門は17.0%と、それぞれ増加しており、こうした部門に対する対策が必要となっております。

次に、(3)の京都議定書目標達成計画についてであります。

京都議定書目標達成計画は、京都議定書の6%削減目標を達成するために、必要な対策、施策を定めたものでありまして、地球温暖化対策推進法に基づき、平成17年4月に策定されてお

ます。

主な施策といたしましては、アの京都メカニズム活用の推進であります。基準年の排出量の1.6%に相当する1億トンの排出権を獲得することとしております。

イの森林づくりによる二酸化炭素吸収源対策では、平成19年から24年の6年間で、現状に加え、さらに森林整備面積を毎年20万ヘクタール追加することとしております。

ウの新エネルギー対策の推進では、廃棄物発電やバイオマス発電、風力発電、太陽光発電などの導入を促進することとしております。

エの自主行動計画の着実な実施とフォローアップでは、石油連盟や日本自動車工業会、日本チェーンストア協会など、33の業種が自主行動計画を実施し、所管省庁がフォローアップを行うこととしております。

4 ページをごらんください。

オのトップランナー基準による機器の効率向上や自動車の燃費改善については、エアコン、電気冷蔵庫などの家電製品などの21種類の機器や自動車を対象として、メーカーを競わせることによる省エネ製品の開発を推進しております。

国におきましては、これらの技術革新や企業の自主的取り組み、また国民運動の推進により、目標を達成することとしております。

次に、3の「宮崎県の現状と取組について」であります。

(1)の宮崎県の温室効果ガス排出量ですが、表の一番下の欄の平成16年度のところですが、排出量は1,055万5,000トンとなっており、平成2年度と比べると36%減少しております。この大幅な減少の理由ですが、表の一番下の左から2番目の欄をごらんください。平成2年度の温室効果ガス全体は、1,653万3,000トンとなって

おります。そのうち一酸化二窒素は、2つ上の欄ですが、790万6,000トンでありまして、温室効果ガス全体の約半分を占めております。この本県の温室効果ガス全体の約半分を占めておりました一酸化二窒素が、平成11年の工場の削減対策によりまして大幅に削減されたことから、結果として温室効果ガス全体の削減がなされたものであります。

しかしながら、二酸化炭素の排出量につきましては、下から4番目の合計の欄でございますが、平成22年度に平成2年度に対し10%削減するという目標を定めておりますが、平成16年度は3%増加しております。

また、16年度の二酸化炭素排出量を部門別に見てみますと、部門別の欄の上からでございますが、産業部門は393万1,000トンで3%減少しておりますが、家庭部門は110万4,000トンで11%の増加、業務部門は121万8,000トンで57%の増加、運輸部門は235万3,000トンで28%の増加となっております。このため、本県におきましても、二酸化炭素排出量が大幅に増加している家庭部門や業務部門、運輸部門についての取り組みを推進する必要があります。

(2)の宮崎県環境基本総合計画であります。

平成17年4月に策定されました国の京都議定書目標達成計画を踏まえて、本県の地球温暖化対策地域推進計画として、平成18年3月に策定したものであります。

この計画では、目標年度を平成22年度としておりまして、温室効果ガス全体を平成2年度に比べて43%削減、二酸化炭素については10%の削減を目標としております。

イの施策の内容であります。ア)の家庭や企業での省エネルギーの取り組みによる二酸化炭素等排出削減行動の推進、イ)太陽光やバイ

オマスなどの新エネルギーの導入促進、(ウ) 豊かな森林整備などによる二酸化炭素吸収源となる森林づくりを三本の柱として施策を展開することといたしております。

地球温暖化対策の現状と取組については以上でございます。

○道久環境対策推進課長 それでは、「本県の廃棄物処理の状況」につきまして、私のほうから説明させていただきます。

委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、廃棄物処理の現状について御説明いたします前に、廃棄物に関する基本的な事項について御説明させていただきたいと思います。

1の(1) 廃棄物の定義についてでございます。

そこに書いてございますように、廃棄物とは「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの」と定義されております。廃棄物処理法は、廃棄物を対象としているため、鉄くずのように優良で取引されるいわゆる価値のあるもの、有価物には適用されません。そのため廃棄物処理法では、廃棄物か有価物かの判断が大変重要になります。廃棄物に該当するかどうかの判断基準として、国はその下にありますように、5つの判断基準を示しております。

まず1つ目は、その物の性状でございまして、その物に悪臭等の生活環境保全上の支障があるかどうか。2つ目が排出の状況で、その物が需要に沿って計画的に排出されているものかどうか。3つ目が通常取扱形態で、その物が通常、製品として市場が形成されているかどうか。4つ目が取引価値の有無で、その物が有償で譲渡がなされ、そのことに客観的合理性があるかど

うか。最後に、5つ目が占有者の意思でございまして、そのものを有償で譲渡する意思が認められるかどうかでもって判断いたします。これら5つの判断基準により総合的に勘案して、廃棄物であるかどうかの判断を行っております。

次に、(2)の廃棄物の区分と種類についてであります。

そこに表がございましてけれども、その表を見ながら下の御説明をごらんいただきたいと思います。

まず、廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、大きく分けまして「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分かれます。また、産業廃棄物は、事業活動に伴い生じた廃棄物でございまして、右側の6ページに掲げております法令で定められた20種類のものを言います。御理解いただきたいのは、廃棄物処理法では、まず産業廃棄物、これを定めまして、それ以外の廃棄物を一般廃棄物と定めていることでございます。

6ページの産業廃棄物の種類と具体例の一覧表をごらんいただきたいと思います。

廃棄物の種類のうち、(1) 燃え殻から(12) ばいじんまでの12種類については、左端の区分欄にありますように、あらゆる事業活動に伴うものすべてが産業廃棄物に該当いたします。

一方、(13) 紙くずから(19) 家畜の死体までの7種類の廃棄物につきましては、同じく左端の区分欄にありますように、特定の事業活動に伴うもののみ産業廃棄物に該当いたします。

具体例を言いますと、(16) 動植物性残渣の具体例の欄をごらんいただきたいと思います。食料品製造業から排出される動植物性残渣、これは具体例の欄に記載いたしておりますとおり、特定の事業活動に伴うものでありますために、産業廃棄物に該当いたしますけれども、レスト

ランとか飲食店から排出される残飯類、こちらのほうは特定の事業活動に伴うものではないため、産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物ということとなります。このように、事業活動に伴い生じた廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを「事業系一般廃棄物」と呼んでおります。

5ページに戻っていただきまして、③をごらんください。一般廃棄物は、事業活動に伴って発生する「事業系一般廃棄物」と一般家庭から発生する「生活系一般廃棄物」に分けられます。

また、次にありますように、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物を、それぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」として区分しております。

おめくりいただきまして、7ページをごらんになっていただきたいと思います。

廃棄物処理の流れについてでございます。

排出されました廃棄物は、大きく3つのパターンで処理をされています。1つ目が一番左にありますように、排出者みずからによって直接リサイクルされる場合、それから2つ目が真ん中にございますように、焼却とか破碎とか脱水とか中和等の中間処理をされる場合、3つ目が埋め立て等により最終処分される場合でございます。これらの処理のうち、中心となるのが中間処理でございまして、廃棄物処理の三原則である安全化、安定化、減量化を図るために行われる処理のすべては、この中間処理に当たります。中間処理された後の廃棄物の多くは、リサイクルされておりまして、リサイクルできない残渣が最終処分となります。

次に、2の「廃棄物の排出及び処理の状況」

についてでございます。

県では、廃棄物処理法に基づき、県内における廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正な処理に関する計画として、宮崎県廃棄物処理計画を策定し、この計画の中で廃棄物の排出量やリサイクル量などに関する目標を定めています。

第一期計画、これは平成13年から17年ですけれども、5年間の目標に加え、10年後の目標を定めまして、この実績を踏まえまして、平成18年度から22年度までを対象期間といたします第二期の宮崎県廃棄物処理計画のうち、下にあります(1)一般廃棄物の排出、処理状況及び目標でございますけれども、一般廃棄物の処理量は減少していくことが望ましい数値でございます。

平成22年度の目標を、1人1日当たりの排出量、これを10年度に比べまして5%減の95.3%の973グラムに設定しておりますけれども、平成15年度の実績、真ん中の欄でございますけれども、それぞれ45万2,000トン、1人当たり1,043グラムとなっており、目標の達成には相当の努力が必要であると考えられます。

次に、リサイクル量につきましては、平成22年度の目標を平成10年度実績の1.65倍の9万9,000トン、リサイクル率を24%に設定しておりますけれども、平成15年度の実績でそれぞれ7万トン15%であり、年々上昇はしているものの、目標には及ばない状況でございます。

次に、一番下の最終処分量でございますけれども、最終処分量は減少していくことが望ましい数値でございまして、平成22年度の目標値を国の目標値と同じ最終処分率13%、量にして5万2,000トンに設定しておりますが、平成15年度の実績でそれぞれ8万9,000トン20%でございまして、年々減少しているものの、目標には及ば

ない状況にあります。

残りは、それらを考慮した中間処理による減量化ということになります。

続きまして、(2) 産業廃棄物の排出、処理状況及び目標についてでございます。

なお、この表には、家畜ふん尿につきましては、そのほとんどが再生利用され、中間処理、最終処分という処理体系に厳密に区分することが困難であるため、このデータには含まれておりません。御了承願いたいと思います。

産業廃棄物の排出量は、一般廃棄物の排出量の約4倍となっており、一番右端にありますように、平成22年度の目標値は、平成15年度実績で190万1,000トンだったため、平成10年度実績の1.10倍の189万5,000トンに設定いたしております。

次に、リサイクル量は、平成22年度の目標値を平成10年度の1.31倍の71万4,000トン、リサイクル率で38%に設定しております。平成15年度で70万7,000トン、リサイクル率で37%、これはほぼ目標値に近い数値となっております。

一番下ですけれども、最終処分量につきましては、平成22年度の目標値を平成10年度の実績の0.62倍、14万9,000トン、最終処分率で国と同じ8%に設定しておりますが、平成15年度の実績で19万8,000トン、最終処分率で10%と、着実に減少しております。

残りの中間処理による減量化量は、平成22年度の目標値を平成10年度実績の1.13倍の102万7,000トン、減量率を54%と設定しております。

次に、8ページ、3の「廃棄物のリサイクル状況」についてでございます。

まず、(1) 一般廃棄物のリサイクル状況についてでございます。

平成17年度の実績で、一般廃棄物の全体量は49

万9,561トン、リサイクル量は8万4,275トン、リサイクル率は16.86%となっており、表には記載してございませんけれども、前年より1.2%上がっております。

リサイクル量の内訳としましては、紙類が5万595トンで、リサイクル全体量の約4割を占めています。続いて、金属類が1万4,324トン約17%、ガラス類が6,242トン7.4%、プラスチック類が4,561トン5.4%、ペットボトルが2,720トン3.2%、布類が2,457トン2.9%、その他となっております。

なお、県レベルでのリサイクル率の資料はございませんので、御了承いただきたいと思っております。

次に、(2) 産業廃棄物のリサイクルの状況についてであります。

平成17年度実績で、家畜ふん尿を除く産業廃棄物の全体量は186万8,000トン、リサイクル量は真ん中の欄でありますけれども、70万トン、リサイクル率は一番右端、37.5%となっておりまして、先ほど説明いたしました平成22年度の目標値にほぼ近い数値となっております。

一覧表の種類欄には、排出量の多い順に産業廃棄物の種類を記載しておりますが、具体的に見ていきますと、排出量の最も多い汚泥、これは具体的には下水道汚泥及び上水道汚泥が大半でございます。80万2,000トンと全体の約43%を占めておりますけれども、リサイクル率は6.7%と大変低い数字となっております。これは御存じのように、汚泥は脱水、それから乾燥の中間処理が行われておりまして、それによる減量率が約90%と非常に高いことが理由となっております。

2番目に排出量の多い瓦れき類、こちらはほとんどがコンクリート破片とかアスファルト破

片でございまして、54万4,000トンと全体量の約29%を占めており、リサイクル量では全体量の約70%と、3分の2を超える量になっております。また、リサイクル率も、一番右端にありますように、90.1%と非常に高い数値となっております。これは、建設リサイクル法に基づきまして、建設廃材等の分別解体や再資源化が進んでいることによります。

3番目に排出量の多い廃酸、これはほとんどが焼酎廃でございまして、16万2,000トンと全体量の約8.7%を占めていますけれども、リサイクル率は27.1%とさほど高くはありません。これは、焼酎廃液の約90%以上が水分でございまして、処理の過程で水分を減量化させることによるものでございます。しかしながら、最近では、処理プラントの建設が進み、これらの施設が本格的に稼働してきたことに伴いまして、飼料化とか肥料化などのリサイクルがさらに進んでいる状況にあります。

リサイクル率の高いものとしては、一番下にございますように、瓦れき類のほかに動物の死体とか木くずなどがございまして、木くずは約50%がリサイクルされておまして、破砕してボイラーの燃料とか家畜用のおがくずなどに利用されています。

逆に、リサイクル率の低いものとしては、ゴミくず、動物系固形不要物、廃油などがございまして、リサイクル技術が確立されていないことなどがその理由となっております。

現在、原油価格や金属価格などの原料価格が高騰しておまして、今後も高値で推移することが予想されております。このため、廃棄物の中から有用な原料を抽出する技術開発や廃棄物を利用した製品の開発が進んできており、リサイクルは今後一層、進展していくことになる

と思われます。

本県の廃棄物処理の現状についての説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 初歩的な質問になるかもしれませんが、先ほど廃棄物の定義がありましたけど、なかなか法の網をくぐる人というのはいつの時代にもおられて、いろんな結果的に不法投棄等をされてきて、例が数々あるんですけども、遠くは豊島のみみズのえさにするというような理屈で、シュレッダーダストもやって、島全体がどうにもならなくなったというような例もあったりして、大変な状況になったのがありますが、そういう教訓を受けて、この法自体、廃処法自体の定義、最近、私ちょっと勉強していないんですけども、変わってきたのかどうか、そこ辺ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○道久環境対策推進課長 廃棄物の処理法につきましては、昭和45年に制定されております。そのときに産業廃棄物という概念が導入されて、それ以来、この20種類につきましては、処理が云々ということはございません。それから、不法投棄の問題でございまして、いわゆる家電法なんかのリサイクル料金というのが導入されました。それで、御質問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、家電などの場合は、リサイクル料は後払いというように形になっているものですから、それで不法投棄がふえるのではないかという意見もございまして、国のほうに対しまして、法律の改正とかを求めているのでございまして、現在のところ、前払いは見送られているという状況

でございます。直接、基本的には変化はございません。

○鳥飼委員 そうしますと、三重県でしたかね、ごみを焼却して何とかという名前をつけて、小さい粒にして、それを焼却に回していて、いろんなことがあって、それでおかしいじゃないかというようなことも出てきたりしたんですけれども、かなり解釈によっては、これは有価物ですよと、お金を5円みたいな、10円とかいうようなこともやっているわけですが、それを防ぐ手段といたしますか、法で防くなり、いろんなもので防いでいくというのは、根拠として変わっていないということなんでしょうか。どうやって防いでいけばいいのかどうかということなんですけれども、そこをお尋ねします。

○道久環境対策推進課長 いわゆる廃棄物につきましては、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、国のほうで廃棄物に当たるかどうかというものを5つ掲げております。ですから、この5つの判断基準でもって総合的に判断していくということになります。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、かなりの検討が十分にされない、やはり豊島のような事件は起こり得るとい、状況に変わりないということですから、非常に私たちも含めて行政の責任は重いということだろうというふうに思っております。

それから、もう1点だけお尋ねしますが、廃棄物処理計画、一期と二期、二期計画に今入っていて、06年から10年までというようなことなんですけれども、これもいただいたと思うんですが、ちょっと今手元にありませんけれども、リサイクルの状況で、県としての目標というのを先ほど定めておられないといたしますか、ここに出していないということなんですけれども、

これは何か理由があるんでしょうか。

○道久環境対策推進課長 先ほど、いわゆるリサイクル率を求めていると申し上げましたのは、8ページの真ん中の表、リサイクル量の種類別内訳についての率というものを出していないというふうに申し上げたんですけれども、これは全国ベースではございますけれども、本県にはないということでございます。本県のやつにつきましては、この7ページの表、平成22年度目標で、一般廃棄物につきましては、リサイクル率24% 9万9,000トン、産業廃棄物につきましては、22年度目標値は38%の71万4,000トンというふうに目標値を定めております。

○鳥飼委員 それはわかったんですけれども、個別に定められないというのはどういうふうな理由ですかということなんですけれども。

○道久環境対策推進課長 まず、紙類が県内というんでしょうか、紙類、金属類等ですけれども、県内に幾ら入ってきているのかということころがちょっと把握できない。ですから、リサイクルされた量というのは把握できるんですけれども…。失礼しました。一般廃棄物につきましては、いわゆるペットボトルとかプラスチックとかそういうものが、一緒に処理場というんでしょうか、ああいうところに入ってくるものですから、それぞれ品目ごとに流通経路が異なるということで、その流通量がわからないということで、県ベースでは把握できないということです。

○鳥飼委員 よくわからなかったんですけれども、要望だけ申し上げておきますが、やはり全体よりか個別に立てられたほうが、なるほど、これはこうなんだなということで、利用して捨てる、それは業者であったり利用者であったり消費者であったり、いろいろするわけですから

ども、そういう意味で、個別に立てられたほうがわかりやすく自分たちもやっていこうという気になるという意味で申し上げたので、事業策定時にそんな議論をされたかどうか、また後ほどお聞かせください。結構です。

○図師委員 京都メカニズムについてちょっと教えていただきたいんですが、私の理解が間違っておったら訂正していただきたいんですけど、これは資料の2ページにあります。排出権の取引ができるということで、対象ガスを先進国同士でやりとりをする、数値を変えていける、分配できるというような理解をしているんですが、私は排出権の取引のときに、売買できると申しますか、例えば年間対象ガスをアメリカが何万トン出す分、日本が例えば未植栽地、植栽対策を何ヘクタール分すれば、アメリカの分を、日本がアメリカから排出量に見合うだけの金銭をもらえるといいますか、売買できるといようなシステムもあったんじゃないかなと理解しているんですが、それはいかがですかね。

○埴環境管理課長 排出権取引、アのほうに書いてありますけれども、これは先進国間ということが前提になります。これは先進国で京都議定書を批准している場合には、それぞれ削減目標がございます。日本はまだ削減目標に達していないんですけれども、既に削減した国の場合は、余っている状態なわけで、削減量として、それを削減が進んでいない国が買うと、そういった取引でございます。ですから、これは市場経済的な状況もありまして、需要と供給の関係で値段が上がってくると、そういったこともございます。ですから、今、そんなに削減が十分進んでいるところというのはEU以外にはありませんで、なかなかこれは進まないとは思いますが、現在、日本の国で考えられておりま

すのが、国内の排出量取引制度をつくろうという動きがございます。それは事業者に対して排出量を決めて、そして削減量を決めていくと。そうしますと、日本の国内での排出量取引が成立するといった制度でございます。現在、検討に入ったというふう聞いております。

○図師委員 今のお答え、非常に興味があるんですが、国内でのやりとりができるようになれば、宮崎県の場合は、特に目標数値もありますけれども、抑制するリーダー県にもなれると思うんですよね。それで、国内同士でやりとりができれば、先ほど言いたかったのは、今、重点施策に上げている未植栽地の対策のためにも、うまく予算化していけるような取引ができるんじゃないかなと考えて、国の動向、そこら辺の情報をしっかり入れられて、国内でのやりとりができるときには真っ先に動けるような体制づくりはしていただきたいと思っております。要望です。

○外山委員 不勉強であれなんですけど、このガスの排出量とよく耳にしますけれども、これは数値化するに当たって、どういった決め事というか、数式が何かあるんですかね。単純に何百万トンとか13億トンと言うが、どうやって数値化しているのかな、本当に基本的な話になりますが。

○埴環境管理課長 電気使用料だとか、あるいは石油を燃やしたときに、どのぐらいCO₂が発生するかという係数がございまして、その係数をずっと掛けていって、CO₂の排出量として算出するということになっております。

○外山委員 一般家庭であれば、クーラーとか電気使用料に掛けるわけですか。

○埴環境管理課長 そのとおりでございます。電気使用料の係数というのが、電力会社ごとに

違っております。つまり火力発電の多い例えば沖縄あたりは非常に係数が高くて、九州電力ぐらいたと真ん中よりも下ぐらいたとか、そういうふうに九州電力らと年度ごとにどのような方法で発電したかということで係数が変わってまいります。

○外山委員 今の漠然と数字を聞いてまして、いつも思っていますが、どうやって算出するのかなと、一般の家庭とかですかね。車もそうですか。例えば車の場合、保有台数に掛ける係数になるのかな。

○堤環境管理課長 車の場合は、ガソリン車の場合、揮発油の販売量、ディーゼルの場合、軽油の販売量、そういったもので算出をいたします。

○押川委員 宮崎県、施設園芸の中で相当重油をたくさんですが、この農業用の暖房関係のものも、この部分の中に今後入ってくるというのが予想されるんですよ。これが例えば施設園芸のそういう暖房あたりを何%削減しなさいということまでくるようなことになるんですかね。ちょっとわかる範囲で結構ですけれども。

○堤環境管理課長 今そういうまだ排出削減の排出量割り当てというのは決まっておきませんので、今後、検討課題の中で入ってくるのかどうか、ちょっと私のほうではわかりません。

○押川委員 仮にそういうものになってくれば、先ほどから出ている木質ペレットを使う暖房、あるいは先ほどありましたとおりの未植栽地、そこらあたりで入れ込みができるというか、カウントできるものがあれば、そういう操作もしてもらおうというものも大事じゃないかなというふうに考えておりますから、要望で結構ですけれども、今後そういうものがあれば、ぜひそういうことを念頭に、この第一次産業のものも考え

ていただいておりますとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○権藤委員 その他でいいですか。宮崎市の廃棄物処理場の問題等について、私どもの会派が農林環境がないものですから、2回にわたって開かれた常任委員会の傍聴もできなくて、自宅にファックスが14~15ページの分厚いのが入って、あれを読んである程度はわかりましたし、また2回の新聞記事等でわかったんですが、概括的にこの流れと今日時点で顕在化した問題をちょっと説明していただきたいと思っております。

○西村委員長 権藤委員、これは一度全部終わってからでよろしいですか。

○黒木覚市委員 産廃場、産業廃棄物の捨て場なんですけど、今、県外の業者と申しますか、当時は県内の皆さん方がやっておって、現在、県外の皆さんがやっておるというような施設もあるので、そういう状況は把握しておるんでしょうかね。

○道久環境対策推進課長 経営を県外の業者がやっというところという意味でございましょうか。そちらのほうにつきましては、こちらのほうで把握いたしております。

○黒木覚市委員 県内業者がやっという、現在、県外業者がやっというのは何施設ぐらいあるんですか。

○道久環境対策推進課長 申しわけございません。ただいまこちらのほうにちょっと資料がございませんものですから、後ほど御報告させていただきます。

○黒木覚市委員 一番懸念するのは、法改正とかいろんなものがどんどん進む中で、有価物あたりをいろんな形に変えて、県外から県内に持ち込もうとするいろんな思惑もあるわけですね。そこ辺を一番心配するものですからちょっと

とお聞きしたんですが。わかればまた、ちょっと調べておいてください。

○川添委員 先ほどの質問に関連しまして、国の排出量は17年、18年出ていますが、本県について、17年、18年が出ていないというのはどういう理由ですか。

○堤環境管理課長 国のほうは、今、確定値が17年度でございまして、18年度は速報値ということで推計をしております。国の出し方というのは、データが出ていないものについては、18年度はそのままという形で計算をしているようです。都道府県レベルになりますと、宮崎県内のエネルギー等の使用料についてはわかるわけですが、それを部門別に分けるときに、総合エネルギー統計というのがありますので、それが2年おくれて出るものですから、本県分の案分するためには、部門別に確かなものを出すには2年ぐらいおくれるということになります。それで、国よりも1年ぐらいおくれるわけですが、17年度について今計算中でございます。もうしばらくすると出るかと思えます。

○川添委員 家庭がふえてきているわけですが、県民の人たち、私たちも、環境問題は充分知ってきてはいるんですけど、実際に我々が家庭でどれくらいふえてきているねとか減ってきているねと、頑張れるねというような具体的な行動プランですよね。そういったものがいまいち、ホームページとか出ているとは思いますが、県民に普及されていないというか、それは一軒一軒の家が家電がふえてきたねとか寝る時間が遅くなったねというようなことを計測していくような努力が、非常に縮めるためには必要ではないかと思うんですが、そこ辺の今後の行動計画というか、お聞かせいただければと思います。

○堤環境管理課長 これまでも地球温暖化防止活動推進センター、これはNPOに指定しておりますけれども、こういったところであるとか、あるいは地球温暖化防止活動推進員、県内に105名いらっしゃるんですけれども、そういった推進員の活動、あるいは学校において子供たちに地球温暖化対策を実行してもらおうということで、こども地球温暖化防止活動推進事業、こういったものを行ってまいりまして、県民に対する普及啓発は行ってきているんですけれども、今後は、20年度からの事業になりますけれども、実践を促進する事業、こういったものを行っていきたくて考えています。具体的には、県内のスーパーで使われているレジ袋を数値目標を定めて削減をしていく。現在3%ぐらいと言われていたんですけれども、それをスーパーと協力して30%ぐらに上げていきたい。大体レジ袋1枚が62グラムのCO₂を排出すると言われてます。1人が年間300枚ぐらい使うということで、それを30%に上げれば、県内で6,000トンぐらい削減できる計算になります。それから、業務関係につきましても、専門家を招聘して、業務関係での削減はどのようなことをすれば削減できるかという研修会を開いて、そして事業所ごとに目標を掲げていただくとか、あるいは運輸業者、こういったところに対しましても、今のほうでエコドライブコンテストというのをやっています。これに参加をできるだけしてもらって、そして具体的に目標を定めてCO₂を削減していくと、そういったことを研修会等も含めてやる予定にしております。いずれにしても、具体的に目標を定めて削減していくという手段でないと、一般的な普及啓発だけでは削減は進まないという考えでこのような事業を計画したものです。

○川添委員 ぜひ明確な行動計画をどんどん提示していただきたいと思います。

それと最後に、産業廃棄物のリサイクル量は非常に順調に推移しているわけなんですけど、最近、テレビ等で、悪質業者がリサイクルを行わずに不法な投棄を行っているといったのが出ていましたけれども、県内においては、リサイクル量の裏づけ、現場の調査とか実際の状況、そこ辺の裏をとった数字になっているんでしょうか。

○道久環境対策推進課長 アンケート調査等で把握いたしているところでございます。

○川添委員 アンケート調査で、いろいろ量も多いし業者も多いと思うんですが、結局そのアンケート調査の中で漏れて、リサイクルをされているはずなのが実際されていなくて、違法に不法投棄されたというのが、各県、他県でそういう事例がたくさん見られているということで、今、環境省も非常に問題視しているらしいんですけど、アンケートプラス現場のリサイクルの状況調査みたいなものも必要だと思うんですけど、今後の取り組みについてお願いします。

○道久環境対策推進課長 その点については、今後検討させていただきたいと思います。

○西村委員長 ほかに質疑はございませんか。
暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○道久環境対策推進課長 現在、問題になっておりますことは、いわゆる第3、あそこが4つの水槽に分かれているんですけども、そのうちの1つにつきましては、17年の8月から10月

にかけてまして補修工事を行っております。それで、いわゆる供用開始を行ったわけなんですけれども、当初、第3水槽、4つのうちの1つの水槽以外の水槽は使用していないというふうにおっしゃっていたんですけど、5月1日の公社の記者発表では、17年の7月から昨年19年3月までの1年9カ月間、この水槽以外の水槽も使用していた、それから浸出水調整池からの漏水はないものと考えておりましたけれども、記者発表では、17年度と18年度に、浸出水調整池からではございませんけれども、計6回の浸出水の漏水があったということ、それから浸出水処理水、これにつきましては焼却施設の冷却水として利用しているという御説明をいたしておりましたけれども、浸出水に含まれる塩化物イオン濃度、これの上昇で、現在の脱塩処理施設・設備、こちらでは計画処理量の3分の1しか処理できないということで、18年7月から去年の10月まで、タンクローリーで公共下水道宮崎処理場へ搬出していたという、この3点が現在問題になっております。今後につきましては、そこらのいわゆる原因というんでしょうか、責任・原因追及、そちらのほうに今後力を注いでいきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 それでまずは、私が考えるのは、市の職員の出向もあるのに、市に連絡が行った行かんという、この議論は終わったと考えていいんですか。

○道久環境対策推進課長 市のほうとの連絡云々につきましては、私どものほう、ちょっと把握いたしておりません。

○榎藤委員 それから、あそこの公社の問題だけかもしれませんが、県からの出向、市からの出向がありながら、記録がないというような一部報道があるんですけど、これの事実はどうなん

ですか。

○道久環境対策推進課長 そちらのほうにつきましても、公社のほうの書類の問題でございませぬものですから、私どものほうとしては把握いたしておりませぬ。

○権藤委員 そうすると、県は公社に対して指導とか監督の責任はあるんですか、ないんですか。

○道久環境対策推進課長 公益法人としての指導の責任はございます。

○権藤委員 私たちが心配するのは、現在できてきたところで、住民の方が不安を感じた何だと、運営についてね。まだ、当初建設するときに、こういうことをやりますといったのも、細かな問題は残っているわけですね。そういう中で、こういういいかげんな運営だというようなことになってくると、今度は次にじゃ県北地区とか県南地区とかいうときに、あれだけ苦労してお願いしてつくらせてもらったという精神が、もともとあれは県がつくらせてくださいということだったから、私は内部調査をするぐらいの県の監督と指導の責任はあると、あっていいというふうに思うんですよ。公社といたって、県がお金出した、市がお金出した、つくりましたということ、それはみんなのことをやっている公社ではありますけどね。そういう意味では、今後、私は今回の問題を踏まえて、県として、こういうふうにして正常化しますという答案を書き上げないといかんと。それは公社が書き上げるか、一緒になって書き上げるか、そのときに宮崎市もこの地域の一番大きな受益者というか、そういうものとして一緒になって、県が市に情報が、手続が漏れたとか、そういうことが問題になるというのは情けないんですよ。そして、最近では、北地区の市議員もやって

おられる会長が辞表を出すじゃ出さんじゃと。そうやってきたら、私は今後の運営も問題だけど、第二、第三の県北・県南の、公社は建設が難しくなるんじゃないか。それはやっぱりつくるまでは神経を使って、つくってしまったというふうに緊張が切れて、記録がないとか何とかという、けしからんと思うんですよ。だから、この問題については、これ以上時間かけませぬけど、県は県なりの立場でこうすべきだということ、公社に無理を言うことがあるかもしれぬけど、それぐらいのことはしてもらわないと、我々はあそこ辺で花見とかあっても焼酎も飲めんですよ、本当の話がですよ。そういうことですので、部長、よろしくお願いします。

○高柳環境森林部長 これは地元住民のみならず、県民の安全・安心、これは大きな問題でございませぬので、今、課長が申しあげましたように、公益法人の設立許可は県が行っております。法的にもその指導監督というのはございませぬ。また一方では、廃棄物処理施設の許可につきましては、宮崎市の権限でございませぬ。いずれにしても、この問題について、これは土質の問題とかいろんな専門的な問題もかなりございませぬので、そういった調査の方法等について、今、関係部局も含めて検討いたしておるところでございませぬので、その辺については十分、今、権藤委員のおっしゃられたことも踏まえて、県としての対応もびしゃっとやっていきたいというふうに考えております。

○権藤委員 よろしくお願いします。

○西村委員長 さらにその他の質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時9分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項（1）の「委員会の調査事項について」であります。

お手元の資料1をごらんください。

1の委員会の設置目的につきましては、さきの臨時議会で議決されたところではありますが、2の調査事項は、特別委員会設置に当たって、各会派から要望が出された①から③の項目となっております。

この調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することとなっておりますが、今回出されている項目は、既に3つにまとめられております。この3項目にしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、調査項目は、①地球温暖化対策に関すること、②新エネルギーに関すること、③廃棄物処理に関することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、「委員会の調査活動方針・計画について」であります。

活動方針（案）につきましては、資料1の3

のとおりであります。

活動計画につきましては、資料2をごらんください。

これにつきましては、当委員会に付託されました調査項目や委員長会議の結果を考慮して、調査活動計画（案）を作成いたしました。これらの案につきまして、何か御意見がありましたらよろしくお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、特にないようですので、この案のとおり、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項（3）の「県内調査について」であります。

資料2をごらんください。

7月16日から17日に県北調査、8月5日から6日に県南調査、10月22日から24日に県外調査を計画しております。

7月の調査は、6月定例会中の委員会開催後、すぐに実施されることから、本日ある程度の調査先の目途を立てたいと思っておりますが、御意見や御要望がありましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 調査先はお任せしますが、実際やっている現場、これを見て勉強したほうがいかなと思うんですが、県外も、ちょっと思い出せないんですけど、エネルギー、例えば太陽光発電を積極的にやっている県とかあるんですね。ちょっと忘れて申しわけないんですけど、そういうところを候補に上げていただくとありがたいというふうに思っております。

○西村委員長 ほかに御意見はございませんか。

ただいまの御意見を参考にしまして、また日程を組んでいきたいと思っております。

なお、7月の県内調査直前まで委員会の開催予定がありませんので、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのような形で進めてさせていただきます。

最後になりますが、先ほど協議していただきました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部への説明資料要求について何か御意見や御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御意見や御要望がないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

質疑の途中で出たものに関しましては、早急に準備するようにお願いいたします。

その他でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、ないようですので、今回は6月定例会開会中の委員会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後0時13分閉会